

足立区細街路整備事業の手引き



目 次

1	細街路協議について	P. 1
2	道路境界の復元とは	P. 1
3	細街路整備工事が行えない場合	P. 2
4	手続きについて（区整備の場合）	P. 4
	手続きについて（自主整備の場合）	P. 5
5	「細街路協議書」添付書類一覧	P. 6
6	「細街路整備助成金等交付申請書」添付書類一覧	P. 7
7	「細街路整備施工依頼書」添付書類一覧	P. 8
8	自主整備の場合 細街路工事着工までに提出する書類一覧	P. 9
9	細街路整備完了後の各提出書類一覧	P. 10～P. 12
10	現況平面図・拡幅平面図・求積図の作成例	P. 13～P. 20
11	隅切り整備奨励金の取り扱い	P. 21
12	足立区細街路整備助成金・奨励金基準額表	P. 22～P. 24
13	私有地使用承諾書作成例	P. 25

足立区 都市建設部 建築防災課 細街路係
TEL 03-3880-5286（直通）
FAX 03-3880-5615
Eメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

令和5年2月1日

1 細街路協議について

足立区で行っている細街路協議は、他の自治体で行っている**建築確認申請のための狭あい協議ではありません**。条例で定めるところにより、L形側溝を後退させて**道路を拡げる工事のための協議**となります。

細街路整備をしない土地売却予定者等が道路後退面積を算出することを目的とした申請については、受付ができませんのでご注意ください。

L形側溝は後退線と隣地との境界線に移設又は設置することになりますが、L形側溝の入れ間違いなどの誤りを防ぐ必要があります。

そのため、細街路協議で必要とする求積図（地積測量図）等は、**土地家屋調査士又は測量士の方が測量作業を行い**後退敷地（土地）の**確定測量図を作成**して下さい。

2 道路境界の復元とは

公道の場合は道路境界の復元を行うことになりますが、区の境界図面（区域標示図・区域決定図・区域管理図）等を用いて、以下の作業内容にて検証することになります。

作業内容

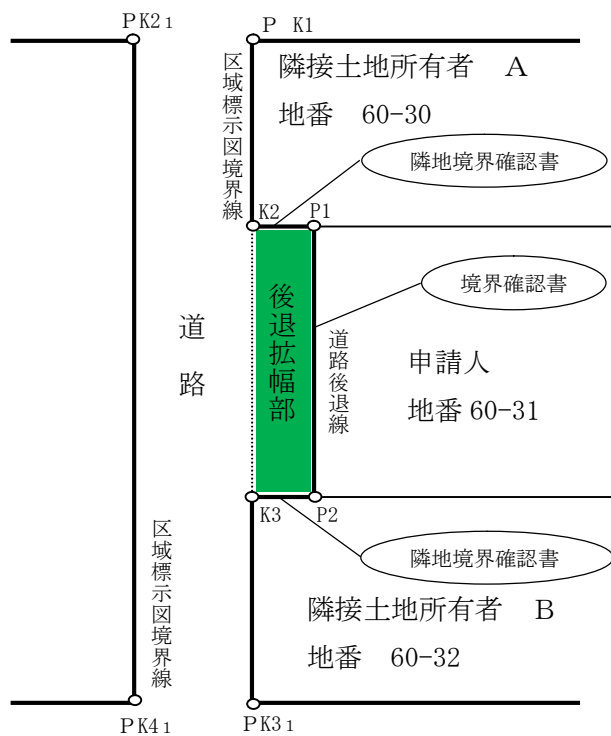
- ①区域標示図・区域決定図は、**現地にある杭・鉄・プレートなどを測る測量ではなく、基準点、引照点（点の記）を観測し、杭・鉄・プレートが動いていないことを検証する必要があります。**
- ②区域管理図は、基準点精度を確認し、基準点からの逆打ちで再現を行う必要があります。
- ③**基準点が亡失している、信頼できる引照点（点の記）が不十分な場合**など再現が難しい時は、**図面を管理する部署と再現について線形協議を行って**頂くことになります。

3 細街路整備工事が行えない場合

①から⑭までの各事項に該当する時は、細街路整備工事を行えません。

- ① 公道で「隣地境界確認書」及び「境界確認書」が提出できないとき
※次ページの図を参照
- ② 土地の所有権を有する全員の「整備承諾書」及び「印鑑登録証明書」などが提出されないとき
- ③ 拡幅整備部分にブロック塀、宅柵、水道メーターなど、個人の所有物が存置されているとき
- ④ 土壌汚染のおそれがあるとき
- ⑤ 原則、後退距離が10cm未満又は後退間口2mに満たないとき
- ⑥ 足立区宅地開発事業調整条例第3条の宅地開発事業若しくは足立区環境整備基準第3条第1項第2号から第7号までに該当する事業として、又はこれに付随して行われるもので、当該条例に基づく事業計画書を提出し、又は当該基準に基づく事前協議の手続きが完了していないとき
- ⑦ 求積図又は地積測量図（後退敷地を地番ごとに求積したもの）に土地家屋調査士又は測量士の職印の押印と登録番号の記載がないとき
- ⑧ 寄付の場合で、「寄付申出書」及び「登記原因証明情報兼登記承諾書」の提出がないとき
- ⑨ 私有地使用承諾書の提出がないとき
- ⑩ 念書（私道の場合）の提出がないとき
- ⑪ 代表者事項証明書（法人の場合）の提出がないとき
- ⑫ 住民票及び戸籍の附票（最新の印鑑登録証明書と不動産登記全部事項証明書の住所が異なる場合で住所がつながるもの）の提出がないとき
- ⑬ 公道と建築敷地との間に他人の土地があり、その土地所有者から「寄付」「私有地使用承諾書」「印鑑登録証明書」などの提出がないとき
- ⑭ その他、道路管理引継ぎ上、支障があると判断されるとき
（電柱・街路灯が後退整備されないなど）

境界確認書と隣地境界確認書 の例



境界確認書(別記第 16 号様式) P1-P2

隣地境界確認書(写) K2-P1

K3-P2

※隣地境界確認書がない場合は、新たに隣地境界確認書を取り交わして下さい。(書式は任意)

4 手続きについて（区整備の場合）

申請者

足立区

区整備
助成金対象

区整備
助成金対象外

細街路整備協議書提出【詳細 P6⁵】

細街路協議済通知書 ※書類を正式に収受してから約3週間を要します。

建築確認申請及び建築工事着手

細街路協議済通知書の交付日から1年以内で、細街路工事希望日の30日前までに提出

細街路整備助成金等交付申請書【詳細 P7⁶】
細街路整備施工依頼書【詳細 P8⁷】

細街路整備施工依頼書【詳細 P8⁷】

後退位置及び中心点を仮標示 ※揚重機が載る恐れがなくなった時に仮標示を行ってください

現地立会い ※足場や仮囲いを解体して、外溝工事に着手する前に申請者（代理者）と足立区で現場立会い

支障物の撤去・移設

ライフラインの切り回し、電柱、水道メーター、ガスメーターの移設等、支障物の撤去又は移設工事を細街路整備工事までに申請者側で行ってください。

助成金対象工事の場合は工事前・中・後の写真を忘れずに撮影してください。

細街路整備工事・現場確認

※年末・年度末を除きます。また、提携工事業者の受注具合により、希望時期に工事をお受けできない場合があります。

※工事終了後、本杭を申請者側で設置下さい（公道は足立区専用杭を支給）

細街路整備完了届・確認書の提出【詳細 P10～11⁹ 9-1、9-2】

助成金等交付請求書兼口座振替依頼書の提出

助成金等の支払い

4 手続きについて（自主整備の場合）

申請者

足立区

自主整備

細街路整備協議書提出【詳細 P6⁵】

細街路協議済通知書 ※書類を正式に収受してから約3週間を要します。

建築確認申請及び建築工事着手

細街路工事着工する前までに提出

管理に関する書類等【詳細 P9⁸】

後退位置を仮標示 ※揚重機が載る恐れがなくなった時に仮標示を行ってください。

現地立会い ※足立区と施工者及び手続き者と施工確認の事前立会い

支障物の撤去・移設

ライフラインの切り回し、電柱、水道メーター、ガスメーターの移設等、支障物の撤去又は移設工事は申請者側で行ってください。

細街路整備工事・現場確認

工事前・中・後の写真を忘れずに撮影してください。

細街路整備完了届・確認書の提出【詳細 P12⁹9-3】

現場検査

※検査時に水をご用意ください。L形及び道路舗装に水が溜まる時は、再工事をしていただきます

※工事終了後、本杭を申請者側で設置ください（公道は足立区専用杭を支給）

5 「細街路協議書」添付書類一覧

下表の①～⑨の書類を正・副提出してください。特に、⑥⑦⑧は建築確認申請用の図面ではありません。正本は、記入・押印し、副本は、正本の写しでかまいません。

番号	書類の種類	書類の内容及び対象、注意事項等
①	細街路協議書 第1号様式	整備後の管理欄で「寄付」を選択された場合、条例等に係る規定に基づき、事業場情報の照会を行います。「土壌汚染の恐れ」がある場合は、申請者で土壌汚染調査及び汚染土壌の除去対策をして頂きます。
②	委任状	細街路協議手続きを代理者に委任する場合
③	案内図	方位、道路及び目標となる地物
④	公図写し	細街路整備を実施する土地の不動産登記法第14条第1項に規定する地図に準ずる図面の写しで 「登記官の押印のあるもの」 インターネット印刷は不可(土地家屋調査士の押印も不可)
⑤	不動産登記全部事項証明書	細街路整備を実施する土地の登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面で 「登記官の押印のあるもの」 インターネット印刷は不可(土地家屋調査士の押印も不可)
⑥	現況平面図 (P14、P17 参照) 建築確認申請用ではありません	縮尺及び方位 敷地の既存形状、敷地内における既存建築物及び工作物の位置 敷地の接する既存道路の位置、幅員及び道路中心線及び種類 細街路整備の範囲及び拡幅又は築造後の道路境界線 現況 L 形側溝、道路集水桝、道路汚水桝又は道路雨水桝、その他これらに類する施設の位置及び経路、電柱及び街路灯の位置
⑦	拡幅平面図 (P15、P18 参照) 建築確認申請用ではありません	縮尺及び方位 細街路整備後の敷地の形状、建築確認の申請に係る建築物及び工作物の位置、細街路整備後の道路の位置、幅員及び種類 細街路整備後における新設 L 形側溝、道路集水桝、道路汚水桝又は道路雨水桝、その他これらに類する施設の位置及び経路、移設後の電柱及び街路灯の位置
⑧	求積図 (P16、P19 参照) 建築確認申請用ではありません	後退敷地を地番ごとに求積したもの 土地家屋調査士又は測量士の職印の押印と登録番号の記載が必要 中心点・境界点座標値、座標求積表を記載
⑨	カラー写真	道路拡幅部分が判別できるように近景と遠景を撮影

6 「細街路整備助成金等交付申請書」 添付書類一覧

下表の①～③のうち必要書類を正・副提出してください。

正本は、記入・押印した原本を添付してください。副本は、正本の写しでかまいません。

番号	書類の種類	書類の内容及び対象、注意事項等
①	細街路整備助成金等 交付申請書 第7号様式	助成金及び奨励金の対象となる場合。
②	委任状	交付申請手続きを代理者に委任する場合。
③	姿図 (P20 参照)	新築・建替等を行わない場合で、拡幅部分にある門・塀など。 助成対象となる土留めなど。

7 「細街路整備施工依頼書」 添付書類一覧

下表の①～⑩のうち必要書類を正・副提出してください。

正本は、記入・押印した原本を添付してください。副本は、正本の写しでかまいません。

番号	書類の種類	書類の内容及び対象、注意事項等				
①	細街路協議事項変更届 第 3 号様式	助成金及び奨励金の対象外の場合で、協議内容に変更が生じた時 例) 申請者の変更・住所移転など				
②	細街路整備助成等内容変更 申請書 第 9 号様式	助成金及び奨励金の対象の場合で、協議内容に変更が生じた時 例) 申請者の変更・住所移転など				
③	細街路整備施工依頼書 第 6 号様式	区に整備依頼できる場合				
④	委任状	施工依頼手続きを代理者に委任する場合				
⑤	管理に関する書類等	<公道の場合> <table><tr><th>寄付</th><th>私有地使用承諾</th></tr><tr><td> ☐寄付申出書 (第 13 号様式) ※¹ ☐境界確認書※³ ☐隣地境界確認書の写し ☐登記原因証明情報兼登記承諾書 (第 16 号様式) ※¹ </td><td> ☐私有地使用承諾書 (第 14 号様式) ※² ☐境界確認書※³ ☐隣地境界確認書の写し </td></tr></table> <私道の場合> ☐念書	寄付	私有地使用承諾	☐寄付申出書 (第 13 号様式) ※¹ ☐境界確認書※³ ☐隣地境界確認書の写し ☐登記原因証明情報兼登記承諾書 (第 16 号様式) ※¹	☐私有地使用承諾書 (第 14 号様式) ※² ☐境界確認書※³ ☐隣地境界確認書の写し
寄付	私有地使用承諾					
☐寄付申出書 (第 13 号様式) ※¹ ☐境界確認書※³ ☐隣地境界確認書の写し ☐登記原因証明情報兼登記承諾書 (第 16 号様式) ※¹	☐私有地使用承諾書 (第 14 号様式) ※² ☐境界確認書※³ ☐隣地境界確認書の写し					
⑥	印鑑登録証明書	土地所有者全員の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの。）				
⑦	代表者事項証明書	申請者及び土地所有者が法人の場合（発行後 3 か月以内のもの。）				
⑧	住民票、戸籍の附票又は 住居表示変更証明書	全部事項証明書と印鑑登録証明書の住所が異なる場合で、住所の移り変わりがわかるもの。				
⑨	整備承諾書	申請者が土地所有者以外の場合、土地所有者全員の記名、実印を押印。				
⑩	細街路協議書の ③から⑨の書類	変更の生じていないものは提出を省略することができます。				

※¹ 分筆予定時は、地目、地番及び日付は空欄で提出。地番確定後、事務者にて記入すること。

寄付する土地の地目を「公衆用道路」に変更し、抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消してください。

※² 詳細は 25 ページ作成例をご参照ください。いただいた副本は区長印を押印して、土地所有者へお返しします。

※³ 協議書求積図 (写) を添付して契印してください。

8 自主整備の場合 細街路工事着工までに提出する書類一覧

	公道			私道
	寄付	私有地使用承諾		自主管理
	分筆・地目変更は必須です	分筆・地目変更する場合	分筆・地目変更しない場合	分筆・地目変更しない場合 分筆・地目変更する場合※ ⁴
隣地境界確認書の写し ※ ¹	○	○	○	
境界確認書（原本）※ ⁵	○	○	○	
寄付申出 ※ ² （第13号様式）	○			
登記原因証明情報兼 登記承諾書 （第16号様式）	○			
私有地使用承諾書※ ⁶ （第14号様式）		○	○	
念書 （第15号様式）				○
印鑑登録証明書 （土地所有者）	○	○	○	○
代表者事項証明書 （土地所有者が法人の場合）	○	○	○	○
住民票又は戸籍の附票 ※ ³	○	○	○	○

注意

※¹ 隣地と土地の境界確認を行った「土地境界確認書」の写し（書式は任意）

※² 寄付する土地の地目を「公衆用道路」に変更し、抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消してください。

※³ 全部事項証明書と印鑑登録証明書の住所が異なる場合で、住所の移り変わりがわかるものを提出してください。

※⁴ 私道の場合、分筆登記申請業務に関する助成はありません。

※⁵ 協議書求積図（写）を添付して契印してください。

※⁶ 詳細は 25 ページ作成例をご参照ください。いただいた副本は区長印を押印して、土地所有者へお返しします。

9 細街路整備完了後の各提出書類一覧

9-1 区整備の場合で助成金・奨励金が対象の場合

	公道			私道
	寄付	私有地使用承諾		自主管理
	分筆・地目変更 は必須です	分筆・地目変 更する場合	分筆・地目変更し ない場合	分筆・地目変更しない場合 分筆・地目変更する場合※ ²
細街路整備完了届・確認書 (第5号様式)	○	○	○	○
公図の写し(分筆後のもの)	○	○		○※ ²
土地全部事項証明書※ ¹ (分筆後、公衆用道路に地目 変更したもの)	○	○		
求積図又は地積測量図(座標 リスト必要)	○	○	○	○
非課税申告書の写し ※ ³			○	○
測量費計算書			○	○※ ²
測量・分筆登記費計算	○	○		
領収書及び請求書の写し 助成対象工事の請求書 内訳書が必要	○	○	○	○
工事写真 助成金の対象工事部分(工種 毎に施工前・中・後)	○	○	○	○
細街路整備助成金等交付請 求書兼口座振替依頼書 ※ ⁴ (第12号様式)	○	○	○	○

注意

- ※¹ 寄付する土地の地目を「公衆用道路」に変更し、抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消してください。
- ※² 私道の場合、分筆登記申請業務に関する助成はありません。
- ※³ 申請先：足立都税事務所（足立区西新井栄町2-8-15 TEL03-5888-6211）
都税事務所窓口へ申請した後、控え（受領印入り）が返却されます。返却された受領印があるもののコピーを提出してください。
- ※⁴ 細街路整備助成金等交付申請書と同じ印鑑としてください。銀行口座の登録印と異なってもかまいません。

9-2 区整備の場合で助成金・奨励金が対象外の場合

	公道			私道
	寄付	私有地使用承諾		自主管理
	分筆・地目変更 は必須です	分筆・地目変 更する場合	分筆・地目変更 しない場合	分筆・地目変更しない場合 分筆・地目変更する場合
細街路整備完了届・確認書 (第5号様式)	○	○	○	○
公図の写し (分筆後のもの)	○	○		○
土地全部事項証明書※ ¹ (分筆後、公衆用道路に地目 変更したもの)	○	○		
求積図又は地積測量図(座標 リスト必要)	○	○	○	○
非課税申告書の写し ※ ²			○	○

注意

※¹ 寄付する土地の地目を「公衆用道路」に変更し、抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消してください。

※² 申請先：足立都税事務所（足立区西新井栄町 2-8-15 TEL03-5888-6211）
都税事務所窓口へ申請した後、控え（受領印入り）が返却されます。返却された受領印があるもののコピーを提出してください。

9-3 自主整備の場合で助成金・奨励金が対象外の場合

	公道			私道
	寄付	私有地使用承諾		自主管理
	分筆・地目変更は必須です	分筆・地目変更する場合	分筆・地目変更しない場合	分筆・地目変更しない場合 分筆・地目変更する場合
細街路整備完了届・確認書 (第5号様式)	○	○	○	○
公図の写し (分筆後のもの)	○	○		○
土地全部事項証明書※ ¹ (分筆後、公衆用道路に地目変更したもの)	○	○		
求積図又は地積測量図(座標リスト必要)	○	○	○	○
非課税申告書の写し ※ ²			○	○
工事写真 道路拡幅工事の工種毎に施工前・中・後	○	○	○	○

※¹ 寄付する土地の地目を「公衆用道路」に変更し、抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消してください。

※² 申請先：足立都税事務所（足立区西新井栄町 2-8-15 TEL03-5888-6211）
都税事務所窓口へ申請した後、控え（受領印入り）が返却されます。返却された受領印があるもののコピーを提出してください。

9-4 細街路整備を取り下げする場合

やむを得ず区整備・自主整備を行えず、空間確保等になったときは細街路協議・整備取下げ届（第4号様式）を提出

1 0 現況平面図・拡幅平面図・求積図の作成例

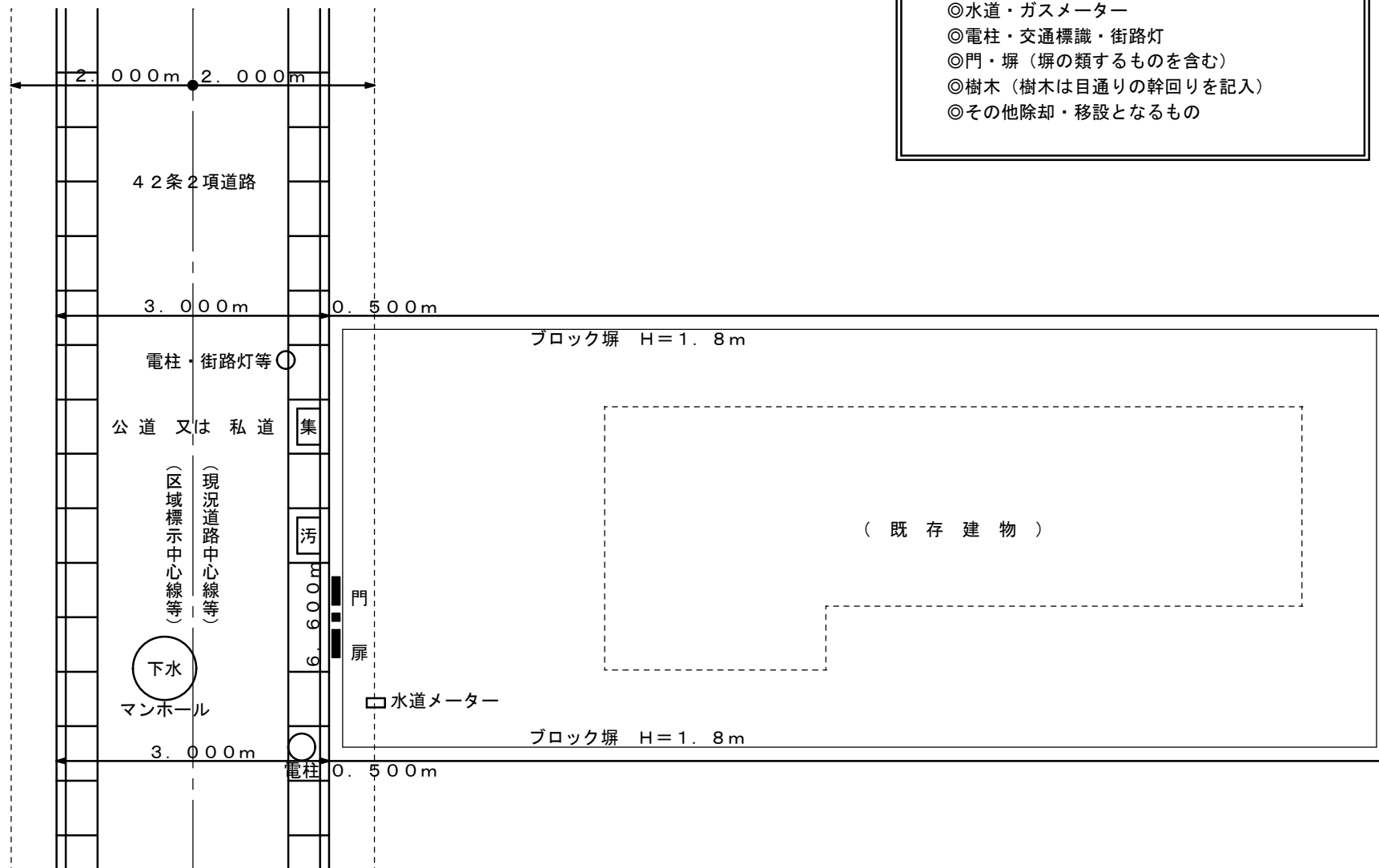
1 0－1 各図面の作成例

- ① 現況平面図の作成例（隅切り無し）・・・・・・・・・・ P. 14
- ② 拡幅平面図の作成例（隅切り無し）・・・・・・・・・・ P. 15
- ③ 求積図の作成例（隅切り無し）・・・・・・・・・・ P. 16
- ④ 現況平面図の作成例（隅切り有り）・・・・・・・・・・ P. 17
- ⑤ 拡幅平面図の作成例（隅切り有り）・・・・・・・・・・ P. 18
- ⑥ 求積図の作成例（隅切り有り）・・・・・・・・・・ P. 19

①〔現況平面図・隅切り無し〕

注意事項

1. 公・私道の別を確認してください。
2. 図面には、以下のものを記載してください。
 - ◎道路種別・現況幅員・中心線・中心根拠
 - ◎拡幅巾
 - ◎道路樹（雨水樹・汚水樹）
 - ◎水道・ガスメーター
 - ◎電柱・交通標識・街路灯
 - ◎門・塀（塀の類するものを含む）
 - ◎樹木（樹木は目通りの幹回りを記入）
 - ◎その他除却・移設となるもの

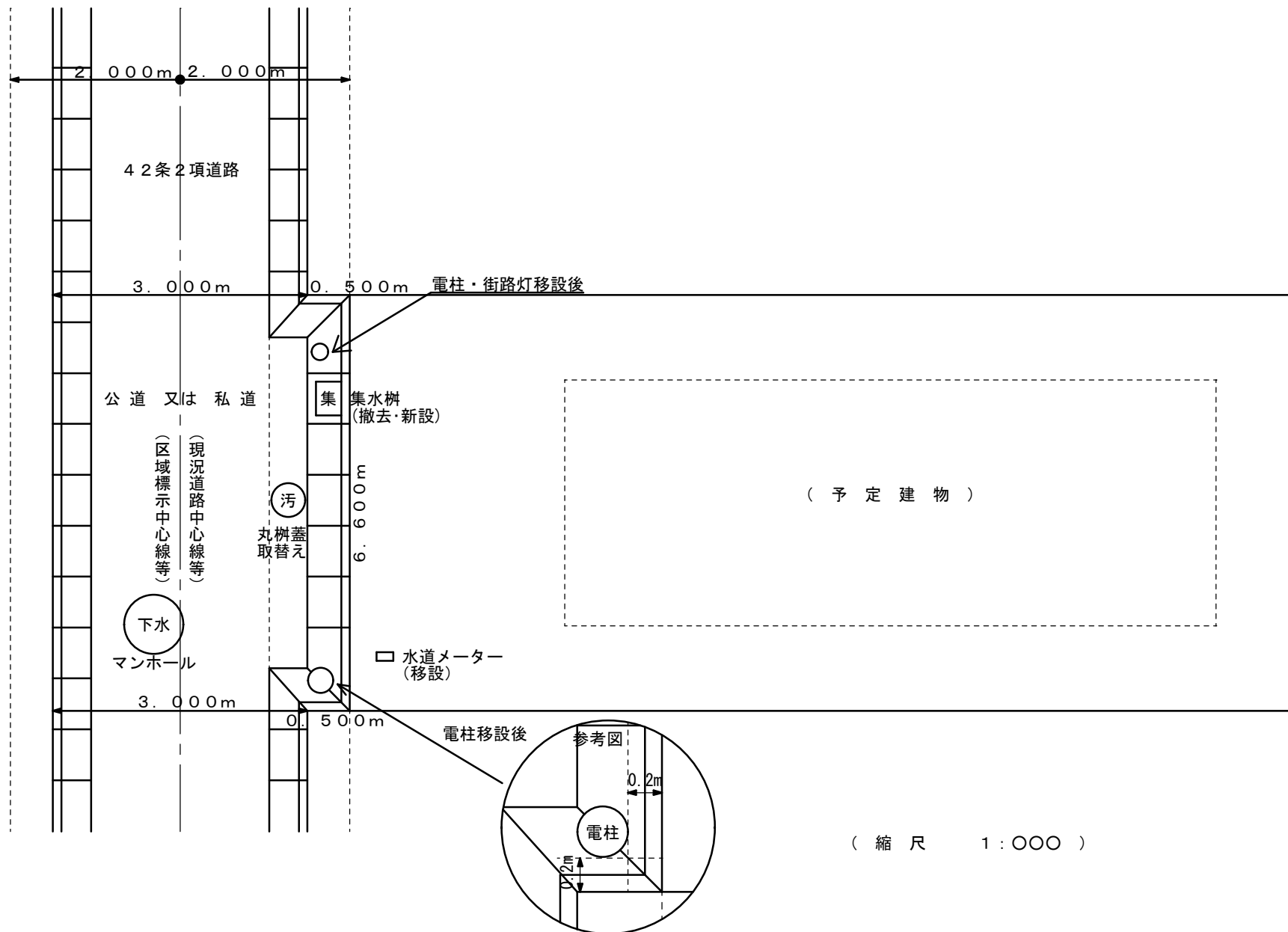


(縮尺 1:000)

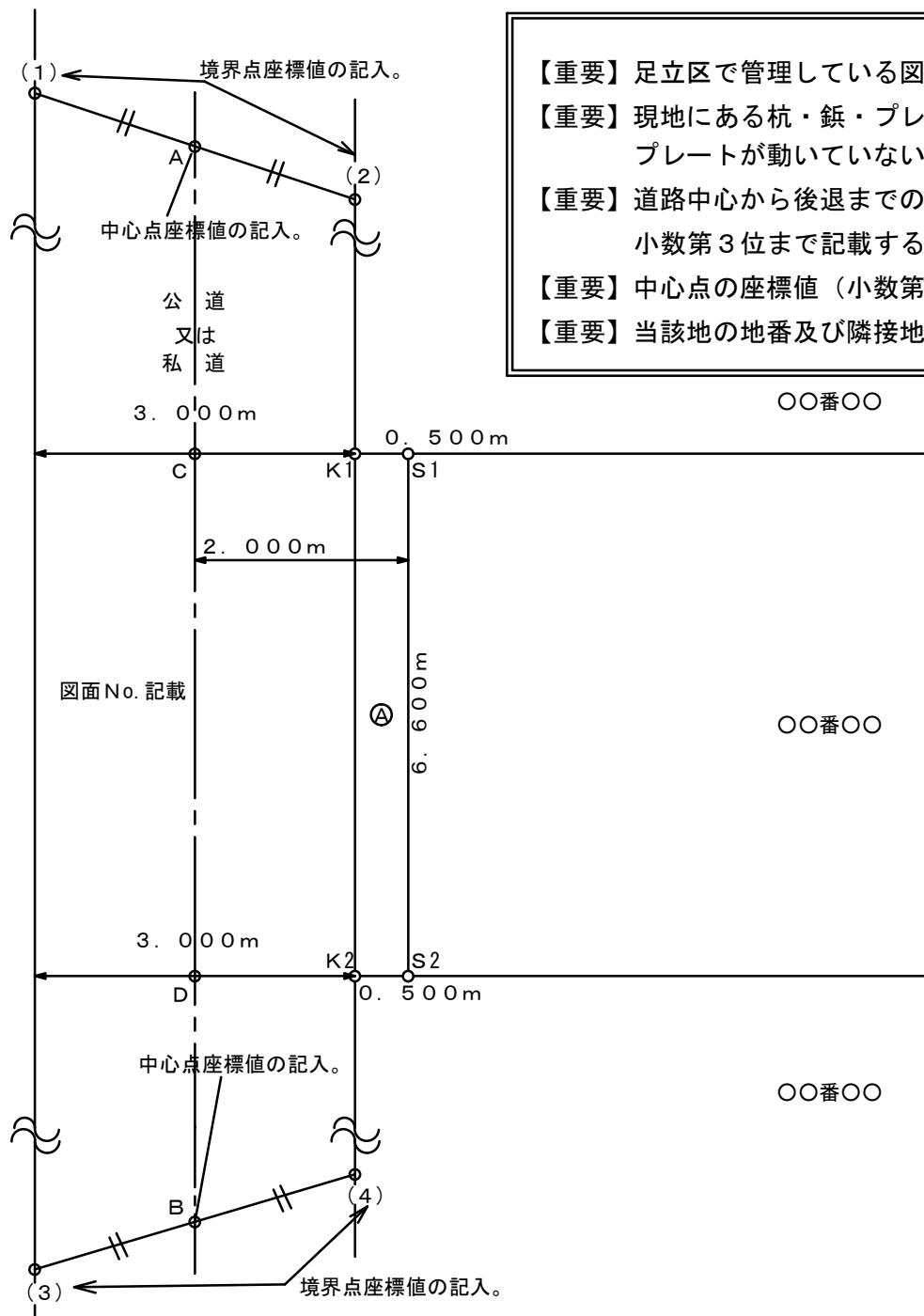
②〔拡幅平面図・隅切り無し〕



15



③〔求積図・隅切り無し〕（例）区域標示図の場合。



【重要】足立区で管理している図面を元に復元測量を行う。

【重要】現地にある杭・鋸・プレートなどを測る測量ではなく引照点（点の記）を観測し、杭・鋸・プレートが動いていないことを検証する必要があります。

【重要】道路中心から後退までの数値と廻り間の数値は座標から計算し、小数第4位を切り捨て、小数第3位まで記載すること。

【重要】中心点の座標値（小数第4位を四捨五入し、小数第3位まで記載）は必ず記載すること。

【重要】当該地の地番及び隣接地番を記入すること。

〇〇番〇〇

〇〇番〇〇

中心点・境界点座標値

点名	X _n	Y _n
A		
B		
C		
D		
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		

求積表

地番	(A) 〇〇番〇の一部			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ·(Y _{n+1} -Y _{n-1})
K1				
K2				
S2				
S1				
合 計				
合 計 面 積				
地 積				

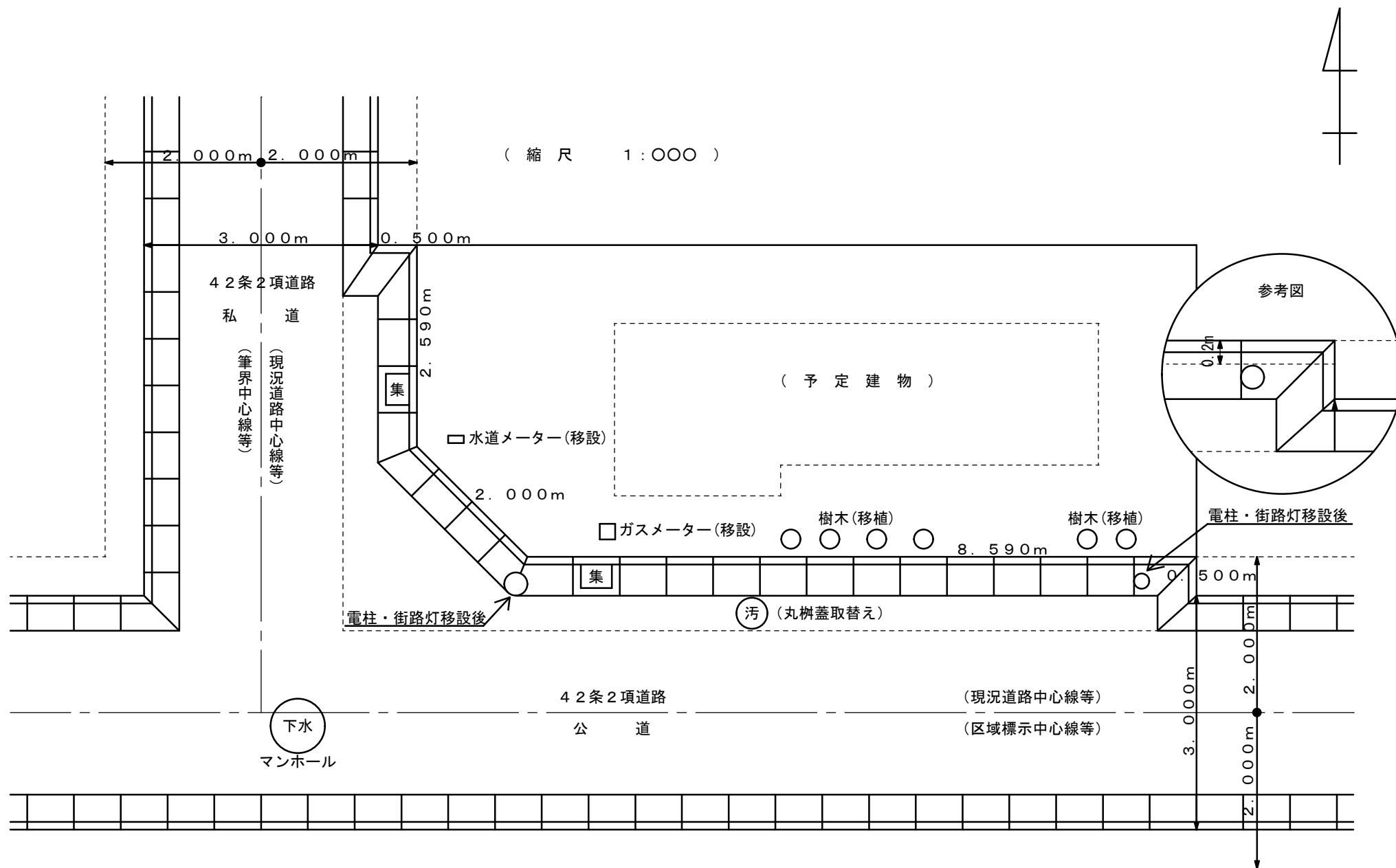
※座標系は区の図面に合わせてください。区の図面以外の座標系で作成する場合、ヘルマート変換計算書を提出してください。

※ヘルマート変換の参照点は、区の図面の引照点（点の記）を使用してください。

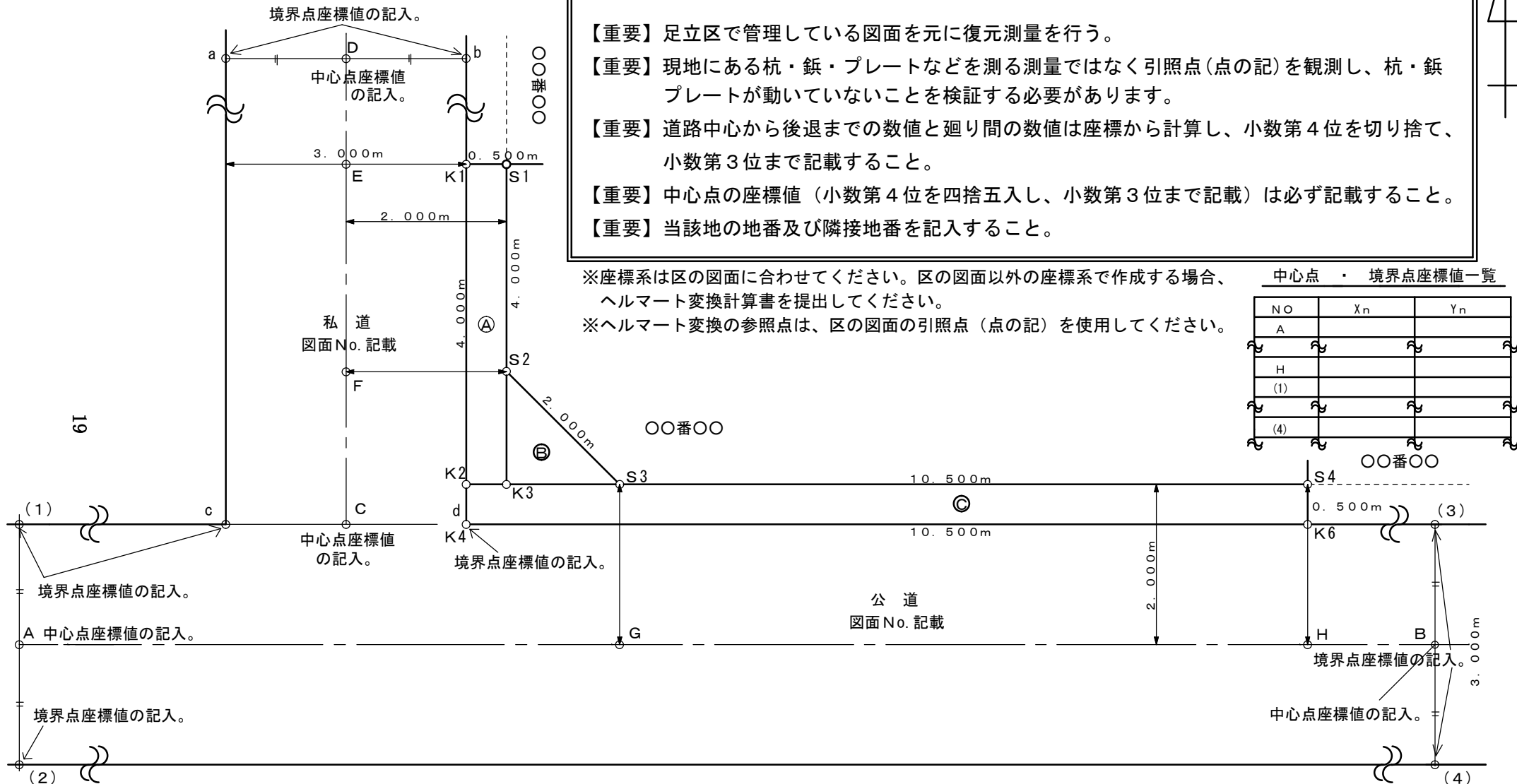
土地の所在	足立区〇〇丁目〇〇番〇〇の一部
図面名	求積図
縮尺	1/〇〇〇
作成者	東京都足立区〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 土地家屋調査士又は測量士 登録番号第〇〇号 〇〇印

⑤〔拡幅平面図・隅切り有り〕

18



(例) 区域標示図の場合。



求 積 表

地番	(A) 後退用地(私道)			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
K1				
K2				
K3				
S1				
合 計				
合 計 面 積				
地 積				

※座標面積計算にて算出すること。

求 積 表

地 番	(B) 隅切り(私道)			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
S2				
K3				
S3				
			合 計	
			合 計	面 積
			地 積	

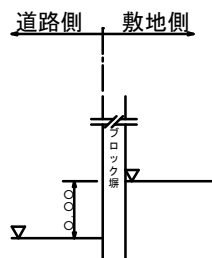
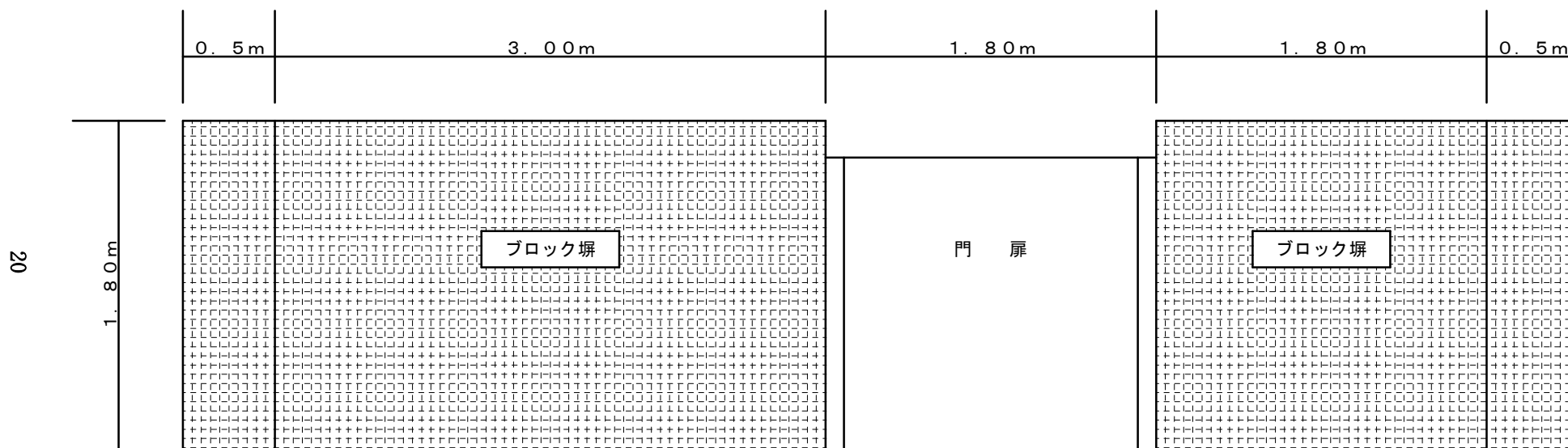
求 積 表

地番	㉔ 後退用地(公道)			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
K2				
K4				
K6				
S4				
			合 計	
			合 計	
			面 積	
			地 積	

土地の所在	足立区〇〇丁目〇〇番〇〇の一部
図面名	求積図
縮尺	1/〇〇〇
作成者	東京都足立区〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇 土地家屋調査士又は測量士 登録番号第〇〇号 〇〇印

⑦〔姿 図〕 (塀・フェンス・擁壁等の除却がある場合)
※建築確認申請がない時。

面 積	
ブロック塀	$1.80 \times (3.00 + 0.5) = 6.30$
ブロック塀	$1.80 \times (1.80 + 0.5) = 4.14$
門 扉	1.0箇所
	計 10.44㎡



(縮 尺 1:000)

1 1 隅切り整備奨励金の取り扱い

隅切り整備奨励金とは、細街路拡幅整備に伴い、東京都建築安全条例第2条に規定する角敷地の建築制限を受ける部分の土地を道路整備した場合などに、「路線価」を基準に助成申請者に交付します。ただし、告示建築線以外の位置指定道路の隅切りは奨励金の対象外となります。

奨励金の対象

例) 隅切りの場合

	奨励金対象 (ただし、東京都建築安全条例及び告示建築線等の隅切りが対象。位置指定道路の隅切りは対象外。) ※隅切り部分が、建築敷地面積に含められるか否かは、建築審査課と協議してください。 注：私道の隅切りは、区で管理できません。
	奨励金対象外

奨励金は、課税対象となる場合があります。
詳しくは、所轄の税務署へお問い合わせください。

奨励金の算定方法

隅 切 り 用 地	奨 励 金 の 額	
公 道	寄 付	隅切り整備奨励金の対象となる用地面積×路線価相当額
	使用承諾	隅切り整備奨励金の対象となる用地面積×路線価相当額×2／3
私 道	自主管理	隅切り整備奨励金の対象となる用地面積×路線価相当額×1／2

1 2 足立区細街路整備助成金・奨励金基準額表

		内容	区分		金額
助成金の額	1	細街路協議書提出から助成金受領までの手続き及び現場管理に係る費用			1 申請当たり 93,000 円 (令和 2 年 4 月 1 日以降に細街路協議書を受付したもの) 1 申請当たり 52,000 円 (令和 2 年 3 月 31 日までに細街路協議書を受付しているもの)
	2	樹木の移設に係る費用	幹回り 30 センチメートル未満		1 本当たり 31,000 円
			幹回り 30 センチメートル以上 60 センチメートル未満		1 本当たり 69,000 円
			幹回り 60 センチメートル以上		1 本当たり 135,000 円
	3	電力柱、電信電話柱及び街路灯等の移設に係る費用			実費相当額
	4	水道メーターの移設及びこれに伴う配管設備の移設に係る費用			実費相当額
	5	都市ガスメーターの移設及びこれに伴う配管設備の移設に係る費用			実費相当額
	6	擁壁の新設に係る費用	高さ 40 センチメートルまで。 コンクリートブロック造		設置長さ 1 メートルあたり 8,940 円
			高さ 40 センチメートルを超えるもの。鉄筋コンクリート造		設置長さ 1 メートルあたり 31,260 円
	7	門、塀及び擁壁の除却に係る費用	木造・フェンス等		見付面積 1 平方メートル当たり 1,440 円
			万年塀・石積塀・コンクリートブロック造		見付面積 1 平方メートル当たり 8,080 円
			鉄筋コンクリート造		見付面積 1 平方メートル当たり 10,100 円
			木造・アルミ・スチール門柱等、簡易な構造（門扉の撤去含む。）		門柱 1 基当たり 7,580 円
			コンクリートブロック・鉄筋コンクリート造門柱等、強固な構造（門扉の撤去含む。）		門柱 1 基当たり 14,550 円
	8	その他特に区長が必要と認める工事等に係る費用			実費相当額
	9	測量及び分	資料調査	公簿類	1 筆当たり 1,060 円
				地図類	1 筆当たり 1,060 円
				図面類	1 筆当たり 2,230 円
				疎明書面	1 件当たり 4,460 円
			現地調査	事前調査	1 件当たり 32,030 円

	筆登記費用			筆界確認	多角測量		1 点当たり 18,930 円	
					復元測量		1 点当たり 12,230 円	
					画地調整		1 区画当たり 22,810 円	
					画地調整加算		1 区画当たり 15,140 円	
				境界立会	民地(確認共)		1 点当たり 7,470 円	
					道路	A ランク	1 点当たり 16,110 円	
						B ランク	1 点当たり 53,980 円	
				10	測量業務に係る費用	面積測量		1 件当たり 42,710 円
						境界標測設		1 点当たり 10,090 円
						境界標埋設		1 点当たり 11,160 円
11	登記申請業務に係る費用	分筆登記		1 件当たり 21,060 円				
		分筆登記筆数加算		1 件当たり 4,850 円				
		地目変更登記		1 件当たり 9,220 円				
		地目変更登記筆数加算		1 件当たり 1,160 円				
12	書類の作成等に係る費用	地役権図面・地形図		1 葉当たり 4,850 円				
		隣地所有者承諾書		1 件当たり 4,850 円				
		隣地所有者承諾印受領業務		1 件当たり 14,850 円				
		現地調査書		1 通当たり 4,850 円				
		謄抄本交付手続		1 通当たり 970 円				
		原本の複製		1 通当たり 970 円				
		非課税申告の手続		1 件当たり 15,500 円				
13	その他特に区長が必要と認める測量及び分筆登記に係る費用			実費相当額				
奨励金の額	14	隅切り整備奨励金	規則第 12 条第 4 項第 1 号から第 3 号までの整備	奨励金対象面積に 1 平方メートルあたりの路線価相当額を乗じて得た額				
	15	地区施設等後退整備奨励金	規則第 12 条第 4 項第 4 号及び第 5 号の整備	奨励金対象面積に 1 平方メートルあたりの路線価相当額を乗じて得た額				
	16	法定外道路整備奨励金	規則第 12 条第 4 項第 6 号の整備	奨励金対象面積に 1 平方メートルあたりの路線価相当額を乗じて得た額				
備考								
(1) 1 から 8 までの項の費用は、細街路整備の範囲内に生じたものに限る。								
(2) 助成金の額は 1 から 8 までの項の額の合計額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する消費税額(以下「消費税額」という。)を加えた額及び 9 から 13 までの項の額の合計額に消費税額を加えた額を合算した額(合計額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てて調整した額)とする。ただし、電力柱・電信電話柱の移設費は消費税額を対象外とする。								
(3) 整備済用地のうち、奨励金の対象となる土地の所有権を区に移転したときの奨励金の額は 14 から 16 までの額の合計額とする。なお、私有地使用承諾により奨励金の対象となる土地を公道に区域編入するものにあつては、14 から 16 までの項の額を 3 分の 2 に減じた額を合								

算し、又は引き続き自主管理するものにあつては、2分の1に減じた額を合算し、それぞれ得た額（得た額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てて調整した額）を奨励金の額とする。

- （4） 助成金の額が実費相当額とあるものは、助成金の対象となった工事等に要した費用の明細及び支払証明書の写し等を徴し、当該費用が妥当であることを確認し決定する。
- （5） 9から13までに掲げる測量及び分筆登記等に係る業務の内容は、土地家屋調査士報酬額運用基準（平成10年1月。日本土地家屋調査士会連合会発行）に準じるものとする。

13 私有地使用承諾書作成例

※正副ご提出ください

(提出先)

足立区長

捨印

担当者に相談の上記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者(法人等の場合は法人等の名称及び代表者役職・氏名)

住所、氏名を記入
実印を押印ください
(法人名義の場合は会社
実印)

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇

実印

私有地使用承諾書

私が所有する下記の土地を、道路法および足立区管理通路条例に基づき、足立区が道路敷として使用することに異議なく承諾いたします。

なお、本土地を第三者に転売し、もしくはその使用权を第三者に譲渡しようとするときは、道路敷としての使用承諾を承継いたします。

記

1 土地の表示

足立区

所在	地番	地目	地積 m ²		備考
〇〇〇丁目	〇〇番の一部	〇〇	〇	〇〇	
		以下余白			

2 使用目的 道路法に基づく特別区道または足立区管理通路条例に基づく区管理通路を構成する道路敷として（公共下水道施設を含む）

3 使用期間 特別区道または区管理通路として存続する期間

4 使用料 無償

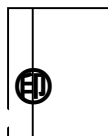
添付書類はコピーでも可能です。

5 添付書類 公図写・登記事項証明書・協議書求積図または地積測量図（分筆後）
印鑑登録証明書・代表者事項証明書(法人の場合)

※添付書類は合綴し、実印により契印をお願いします

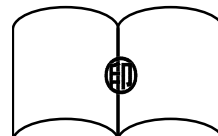
①、②どちらかでご提出ください

①袋とじの場合



継ぎ目(表裏)に押印

②ホチキスどめの場合



とじ目ごとに押印